

アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者募集要領

1 目的

アイラブつくばまちづくり寄附制度（ふるさと納税制度）によるつくば市（以下「本市」という。）への寄附の促進と、地元特産品の販売促進や観光PRなどの地域振興、移住や定住の促進につなげるために、アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者募集要領（以下「要領」という。）を定め、寄附者への返礼品として贈呈する物品や役務その他これらに類するものの提供に協力いただける事業者（以下「協力事業者」という。）を募集します。

2 協力事業者の要件

協力事業者は、次の全ての要件に適合している者としします。ただし、市長が協力事業者として適当でないと認めた場合は参加できないことがあります。

- (1) 市税の滞納がないこと。
- (2) 代表者等が、暴力団による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に掲げる暴力団の構成員等でないこと。
- (3) 電子メールの送受信が可能なインターネット環境を有しており、連絡が電子メールにて確実に取れる状態であること。
- (4) 各種法令、条例等に沿った操業、生産、製造、販売を行っていること。

3 返礼品の要件

寄附金に係る返礼品は、地方税法（昭和25年法律第226号）第37条の2第2項第3号及び第314条の7第2項第3号に掲げる基準に適合するもので、次の条件を満たしている返礼品であることを要します。

なお、総務省からの通知等により、返礼品の要件に該当しても総務省が適当でないと認めた場合は、承認されない、又は承認を取り消す場合があります。

- (1) 本市の魅力を発信し、交流人口の拡大や地域産業の振興につながる要素を持つ返礼品であること。
- (2) 品質及び数量の面において、安定供給が見込めること。ただし、期間限定・数量限定で供給可能なものはその範囲において取り扱うこととする。
- (3) 食品類、酒類、米類、宿泊・旅行商品その他製造・販売するために許可等が必要となる商品をお礼の品として提供する場合は、必要な許可等を取得していること。
- (4) 商品の販売に関連して適用される法令（食品表示法（平成25年法律第70号）、食品衛生法（昭和22年法律第233号）、日本農林規格等に関する法律（昭和25年法律第175号）、不当景品類及び不当表示防止法（昭和37年法律第134号）、健康増進法（平成14年法律第103号）、医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律（昭和35年法律第145号）及び牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）を含み、これに限らない。）

を遵守していること。

(5) 飲食物の場合は、出荷後 5 日以上の賞味期限又は消費期限が保証されていること。

(6) 役務その他これに類するものの利用券を提供する場合は、原則有効期限が発行日から 2 か月以上の利用券を発行すること。

4 返礼品の価格

返礼品の価格は、消費税・梱包代込みで設定してください。

5 業務の委託

本市は、アイラブつくばまちづくり寄附推進に係る業務を、ふるさと納税の業務に精通した民間業者に包括的に委託します。協力事業者は本市への返礼品登録と併せて別途委託業者と連携し、返礼品の登録やポータルサイト掲載の準備をしてください。

6 協力事業者の登録及び更新

(1) 新規申請

申込みは、随時受け付けています。申請書は事前相談の後、次の必要書類を市長に提出してください。

ア アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第 1 号）

イ 返礼品登録申請書（様式第 2 号）

ウ 市税の滞納がないことの証明書（コピー可）

なお、法人は、本社の所在地にかかわらず、つくば市税の滞納がないことの証明書を取得してください。個人事業主の場合には、市内居住者は本市分だけを、市外居住者は居住地分と本市分の両方を提出してください。

(2) 更新申請

毎年 1 回、更新の通知があった日から 9 月 30 日までに更新手続きが必要となります。次の必要書類を市長に提出してください。

ア アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第 1 号）

7 返礼品の追加及び登録内容の変更

(1) 返礼品の追加申請

申込みは、随時受け付けています。申請書は事前相談の後、次の必要書類を市長に提出してください。

ア 返礼品登録申請書（様式第 2 号）

(2) 返礼品登録内容の変更又は取下げ

申込みは、随時受け付けています。次の必要書類を市長に提出してください。

ただし、手続きが完了するまでに数日から数週間程度かかる場合があります。

ア 返礼品登録内容変更・取下申請書（様式第3号）

8 協力事業者登録内容の変更及び辞退

(1) 協力事業者登録内容の変更

事業者名、代表者氏名を変更する場合は、その事実が発生してから速やかに、事前相談の後、次の必要書類を市長に提出してください。所在地（住所）、事業者情報、担当者連絡先等の変更については、本市に御連絡ください。

ア アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第1号）

イ 市税の滞納がないことの証明書（コピー可）

なお、法人は、本社の所在地にかかわらず、つくば市税の滞納がないことの証明書を取得してください。個人事業主の場合には、市内居住者は本市分だけを、市外居住者は居住地分と本市分の両方を提出してください。

(2) 協力事業者登録の辞退

協力事業者の登録から辞退する場合には、次の必要書類を市長に提出してください。ただし、手続きが完了するまでに数日かかる場合があります。

ア アイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書兼辞退届出書（様式第1号）

9 協力事業者及び返礼品の登録・変更の決定及び最終手続

(1) 市長は、要領6、要領7（返礼品登録の取下げを除く。）又は要領8（協力事業者の辞退を除く。）の申請に対し、承認又は不承認を決定したときは、速やかにアイラブつくばまちづくり寄附推進業務協力事業者申請書等審査結果通知書（様式第4号）（以下「審査結果通知書」という。）により申請者に通知します。

(2) 有効期限は、申請のあった日の属する年の翌年の9月30日までとします。ただし、要領6の申請（新規申請に限る。）が1月から9月までに行われた場合は、申請のあった日の属する年の9月30日までとします。

(3) 審査結果通知書により承認となった場合、事業者は委託業者とポータルサイト掲載内容の登録手続が必要となります。協力事業者は、指定された書類等を委託業者に提出し、本市が登録内容を確認した後、ポータルサイトへ掲載されます。

10 協力事業者及び返礼品の登録の取消し

(1) 市長は、次のいずれかに該当した場合は、この協力事業者及び返礼品の登録の承認の全部又は一部を取り消すことがあります。

ア 要領2又は要領3の要件に適合しなくなったと認める場合

イ 応募内容に虚偽があった場合

ウ 本市に損害を及ぼす行為があった場合

(2) 市長は、協力事業者及び返礼品の登録の承認の全部又は一部を取り消したとき

は、アイラブつくばまちづくり 寄附推進業務協力事業者募集参加等取消通知書（様式第5号）により、協力事業者に通知します。

11 個人情報の保護等関係法令等の遵守

協力事業者は、アイラブつくばまちづくり 寄附推進業務の協力に当たり、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）その他関係法令等を遵守してください。

特に、本市又は委託業者から取得した寄附者の個人情報は、返礼品の発送以外の目的で使うことができません。ただし、これ以外で取得した個人情報は、この限りではありません。

12 その他留意事項

- (1) 協力事業者は、積極的に本市のPRを行っていただきます。
- (2) 協力事業者は、返礼品の品質等に関して、寄附者から苦情等があった場合は、真摯に対応し解決に努めるとともに、苦情等内容については委託業者へ速やかに報告してください。
- (3) 返礼品発送時の品質等の保証又は寄附者からの苦情等があった場合には、寄附者の安全・安心を第一に誠実に対応し、必要であれば、本市・委託業者への協力を仰いでください。ただし、寄附者からの苦情等に対し本市は一切責任を負いません。
- (4) 協力事業者は、この業務の協力に係る事業者の権利及び義務を第三者に譲渡し、又は承継させることはできません。ただし、書面により市長の承諾を得た場合は、この限りではありません。
- (5) 協力事業者の都合で返礼品の履行ができなくなったときは、直ちに本市に相談してください。
- (6) 市長は、アイラブつくばまちづくり 寄附制度（ふるさと納税制度）の全部又は一部を変更又は廃止する場合、あらかじめ協力事業者へ通知します。
- (7) 市長は、疑義を持った場合に、ポータルサイトの返礼品紹介ページを停止することができます。
- (8) 市長は、必要と認めるときは、協力事業者に対し調査（実地調査を含む。）を行うことができ、協力事業者は当該調査に応じる義務があります。
- (9) 協力事業者が飲食物を返礼品とするとき、その産地名について不適切な表示を行った場合、市長は取引を中止します。また、協力事業者には、契約不履行時の違約金及び損害賠償に応じる義務があります。
- (10) この要領に定めのない事項について疑義が生じた場合は、協力事業者、本市及び委託業者で協議します。

13 問合せ・事前相談・申請書提出先

つくば市政策イノベーション部企画経営課

住 所：つくば市研究学園一丁目1番地1

電話番号：029-883-1111

F A X：029-828-4708

電子メールアドレス：sdgs2030@city.tsukuba.lg.jp

附 則

(施行期日)

- 1 この要領は、令和7年9月11日から施行する。